

教育長	教育長	教育長	係

25高教政第819号

平成26年1月21日

各市町村（学校組合）教育長 様
各 学 校 長 様

高 知 県 教 育 長
（公印省略）

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

平素は本県教育行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

さて、このことについて、別添のとおり平成26年1月14日付け25文科初
第928号により文部科学省初等中等教育局長から通知がありましたのでお知らせ
いたします。

高知県教育委員会事務局 教育政策課
市町村・学校組織支援担当

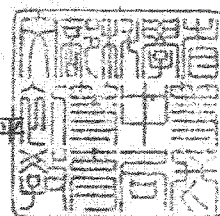


25文科初第928号
平成26年1月14日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長

前川喜平



(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第2号）」及び「学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件（平成26年文部科学省告示第1号）」が平成26年1月14日に公布され、平成26年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、国際化の進展等に伴い、我が国の義務教育諸学校において帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ、当該児童生徒に対する日本語指導を一層充実させる観点から、当該児童生徒の在籍学級以外の教室で行われる指導について特別の教育課程を編成・実施することができるよう制度を整備するものです。

これらの改正等の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人の長にあっては附属学校に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

第1 改正等の概要

1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第2号）

(1) 特別の教育課程の編成・実施

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、日本語に通じない児童又は生徒のうち、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとすること。（第56条の2、第79条、第108条第1項及び第132条の3関係）

(2) 他の学校における指導

特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができることとすること。（第56条の3、第79条、第108条第1項及び第132条の4関係）

2 学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件（平成26年文部科学省告示第1号）

学校教育法施行規則第56条の2（同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第132条の3の規定による特別の教育課程について以下のとおり定めたこと。

(1) 指導内容

日本語の能力に応じた特別の指導は、児童又は生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導とすること。（第1号関係）

(2) 授業時数

日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間10単位時間から280単位時間までを標準とすること。また、当該指導に加え、学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号）に定める障害に応じた特別の指導を行う場合は、2種類の指導の授業時数の合計がおおむね年間280単位時間以内とすること。（第2号及び附則第2項関係）

第2 留意事項

1 特別の教育課程の指導内容等について

日本語の能力に応じた特別の指導（以下「日本語指導」という。）には、当該児童生徒の日本語の能力を高める指導のみならず、当該児童生徒の日本語の能力に応じて行う各教科等の指導も含むものであること。その場合の各教科等の指導内容は、当該児童生徒の在籍する学年の教育課程に必ずしもとらわれることなく、当該児童生徒の学習到達度に応じた適切な内容とすること。なお、当該児童生徒の受入れに当たって在籍させる学年については、必ずしもその年齢にとらわれることなく、必

要に応じて相当の下学年に在籍させることについても配慮すること。

2 特別の教育課程の対象となる児童生徒について

- (1) 日本語指導の対象となる「日本語に通じない」児童生徒とは、海外から帰国した児童生徒や外国人児童生徒、その他主たる家庭内言語が外国語であるなど日本語以外を使用する生活歴がある児童生徒のうち、学校生活を送るとともに教科等の学習活動に取り組むために必要な日本語の能力が十分でないものを指すものとする。
- (2) 日本語指導の対象とすることが適当な児童生徒の判断は学校長の責任の下で行うこととし、その際、主たる指導者（以下「日本語指導担当教員」という。）を始めとする複数人により、児童生徒の実態を多面的な観点から把握・測定した結果を参考とすることが望ましいこと。

3 特別の教育課程の指導の形態及び場所について

- (1) 日本語指導は、複数校への巡回による指導も含め児童生徒の在学する学校において行うことを原則とするが、指導者の確保が困難である場合等は、他の学校における指導が認められること。
- (2) 他の学校において日本語指導を行う場合は、当該指導を受ける児童生徒が在学する学校の設置者の定めに従い、児童生徒の在学する学校及び日本語指導を行う学校が連携しながら、適切に行うこととする。

その際、当該児童生徒の特別の教育課程は、児童生徒の在学する学校が責任をもって編成すること。また、他の学校の児童生徒に対し日本語指導を行う学校にあっては、当該児童生徒を自校の児童生徒と同様に責任をもって指導するとともに、日本語指導の記録を作成・管理し、当該児童生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知すること。

- (3) 日本語指導を受ける児童生徒が在学する学校の設置者は、当該児童生徒が他の設置者の設置する学校において日本語指導を受ける場合には、当該児童生徒の教育について、あらかじめ日本語指導を行う学校の設置者と十分に協議を行うこと。
- (4) 特別支援学校の小学部又は中学部に在学する児童生徒を対象に、日本語指導を行う場合についても、(1)と同様に児童生徒の在学する学校において指導を行うことを原則とするが、指導者の確保が困難であるなどの理由により、例外的に他の特別支援学校、小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程において指導を行う場合は、次に掲げる事項について留意すること。

- ① 日本語指導を行う学校において、障害のある児童生徒を指導するための支援体制や学校施設設備が十分に整備されていること。
- ② 障害のある児童生徒が、在学する学校又は自宅から日本語指導を行う学校へ移動するに当たっては、その距離や時間、児童生徒の発達段階等を勘案し、教職員や保護者等との相互の連携・協力の下、安全面に十分配慮すること。

4 特別の教育課程の授業時数について

- (1) 日本語指導に係る授業時数は、児童生徒の実態を踏まえて適切に定めるものとし、特別の必要がある場合には、年間280単位時間を超えて指導することを妨

げるものではないこと。また、当該指導に加え、障害に応じた特別の指導を行う場合の2種類の指導の授業時数の合計についても同様であること。

- (2) 授業の実施に当たっては、児童生徒の実態を踏まえ、初期段階における集中的な指導や過当たりの授業時間の段階的な設定など、弾力的な運用が可能であること。

5 特別の教育課程の指導者について

- (1) 日本語指導担当教員は、教員免許を有する教員（常勤・非常勤講師を含む）とし、日本語指導を受ける児童生徒の指導の中心となって、児童生徒の実態の把握、指導計画の作成、日本語指導及び学習評価を行うものとする。
- (2) 指導を補助する者は、必要に応じて配置し、日本語指導担当教員が作成した指導計画に基づき、当該教員が行う日本語指導や教科指導等の補助や児童生徒の母語による支援を行うものとする。

6 特別の教育課程の指導計画の作成及び学習評価の実施

- (1) 日本語指導を受ける児童生徒が在学する学校は、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行うこと。
また、指導計画は、児童生徒の日本語の習得状況を踏まえ、定期的に見直すことが望ましいこと。
- (2) 指導計画の様式は、各地域の実情等に応じて定めるものとし、指導計画とその実績は学校設置者に提出すること。

7 その他

教員が、本務となる学校以外の学校において日本語指導を行う場合には、当該教員の身分取扱いを明確にすること。

第3 施行期日

本施行通知に係る省令及び告示については、平成26年4月1日から施行することとする。

【本件照会先】

文部科学省 初等中等教育局 国際教育課
日本語指導係・企画調査係

義務教育諸学校における日本語指導の新たな体制整備について

1. 背景

- 定住外国人の増加に加え、保護者の国際結婚の増加、日本生まれの外国人児童生徒の増加などによる、日本語指導が必要な児童生徒数の増加
- 地域による指導・支援体制のばらつき

2. 制度の概要

「特別の教育課程」による日本語指導

- ①指導内容：児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者：日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）及び指導補助者
- ④授業時数：年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所：原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施：計画及びその実績は、学校設置者に提出

3. 制度導入の効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施 → 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施 → 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

4. 支援体制

国の主な施策

- ・各自治体の取組を支援する補助事業の実施
[公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業：平成 26 年度予算(案)98 百万円]
- ・日本語指導を含む個別の課題解決のための加配措置
- ・独立行政法人教員研修センターにおける実践的な研修
- ・各地域、学校での取組を支援するため、
 - ①「外国人児童生徒受入れの手引き」の作成・配布
 - ②情報検索サイト「かすたねっと」の開設・運営
 - ③日本語能力測定方法の開発
 - ④外国人児童生徒教育マニュアルの開発の実施等

設置者 (教育委員会 等)

- ・学校への指導・助言
- ・人的配置、予算措置
- ・研修の実施

等

学校

- ・学校教育への位置付け
- ・指導計画の作成、指導、評価

等

支援者

- ・専門的な日本語指導
- ・母語による支援
- ・課外での指導・支援

等

5. 今後の見通し

- 平成 26 年 4 月 1 日施行
- 「特別の教育課程」による日本語指導の実施状況等を調査予定（平成 26 年 5 月 1 日調査）
- 担当指導主事等連絡協議会で、制度の理解と活用の促進を図る

別添資料目次

(別添1) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等について・・・P 7

(別添2) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令 (平成26年文部科学省令第2号)・・・P 8

(別添3) 学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件 (平成26年文部科学省告示第1号)・・・P 10

(別添4) 新旧対照表・・・P 11

(別添5) 参考資料・・・P 13

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等について

【日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施】

1. 背景・趣旨

- 国際化の進展等に伴い、平成24年5月現在、我が国の公立義務教育諸学校に在籍する外国人児童生徒は、約6万2千人であり、平成22年9月現在、これらの学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒は約2万6千人、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の数は約5千2百人にのぼっている。
- このような児童生徒に対して行う日本語指導は、現行制度の下では教育課程に位置付けられておらず、各教科等の中で行われているもの、帰国・外国人児童生徒教育の拠点となるセンター校や学校外施設における課外活動として行われているものなど、地域や学校、児童生徒の実態等によって、指導内容や指導体制は大きく異なっている。
また、指導者に対して、日本語指導に関する指導計画の作成や学習評価の実施が求められていないため、必ずしも児童生徒一人一人の実態に応じた指導体制が十分に整備されていない。
さらに、他校や学校外施設において日本語指導を受ける児童生徒は、放課後等に課外授業を受けることもあり、負担が大きい。
- 児童生徒の負担に配慮しつつ、全国で一定の質が担保された日本語指導を受けることができるような制度を整備するため、「『定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会』の意見を踏まえた政策のポイント」（平成22年5月19日 文部科学省）及び「日本語指導が必要な児童生徒に対する指導の在り方について（審議のまとめ）」（平成25年5月31日 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議）等も踏まえ、文部科学大臣が定める一定の要件を満たす「日本語の能力に応じた特別の指導」を行う場合、「特別の教育課程」を編成・実施することができるようにする。

2. 省令及び告示の概要

（1）特別の教育課程の編成・実施【学校教育法施行規則の一部改正】

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部において、日本語指導が必要な児童生徒（例：帰国児童生徒又は外国人児童生徒など）に対して、その日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合には、「特別の教育課程」を編成・実施することができることとする。

① 指導の内容【告示制定】

児童生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導とする。

② 授業時数【告示制定】

年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

また、学校教育法施行規則第140条の規定による障害に応じた特別の指導（いわゆる「通級による指導」）の対象となっている児童生徒が、（1）の特別の教育課程による日本語指導を受ける場合には、児童生徒の負担にも配慮し、2種類の指導を併せて、授業時数の合計がおおむね280単位時間以内とする。

（2）他校における指導【学校教育法施行規則の一部改正】

在籍校の校長の判断により、（1）の児童生徒が他校において「日本語の能力に応じた特別の指導」を受けた場合には、当該授業を在籍校の「特別の教育課程」に係る授業とみなすことができることとする。

3. 施行期日

平成26年4月1日

○文部科学省令第二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三條、第四十八條、第六十八條及び第七十七條の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十四日

文部科学大臣 下村 博文

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十六條の次に次の二條を加える。

第五十六條の二 小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十條第一項、第五十一條及び第五十二條の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第五十六條の三 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童が設置者の定める

ところにより他の小学校又は特別支援学校の小学部において受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第七十九條中「第五十六條」を「第五十六條の二」に、「「第五十一條又は」を「」とあるのは「第七十二條」と、「第五十一條」とあるのは「第七十三條（併設型中学校にあつては第百十七條において準用する第百七條、連携型中学校にあつては第七十六條）」と、「」に改め、「第七十二條、第七十三條（併設型中学校にあつては第百十七條において準用する第百七條、連携型中学校にあつては第七十六條）又は」を削り、「第四十六條」との下に、「第五十六條の三中「他の小学校又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と」を加える。

第百八條第一項中「第五十六條まで及び」を「第五十六條の三まで及び」に、「「第百七條」を「「第百七條」に改め、「第六十七條第一項」との下に、「第五十六條の二中「第五十條第一項、第五十一條及び第五十二條」とあるのは「第百七條並びに第百八條第一項において準用する第七十二條及び第七十四條の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十六條の三中「他の小学校又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と」を加

える。

第百三十二条の二の次に次の二条を加える。

第百三十二条の三 特別支援学校の小学部又は中学部において、日本語に通じない児童又は生徒のうち、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第百二十六条、第百二十七条及び第百二十九条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第百三十二条の四 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該児童又は生徒の在学する特別支援学校の小学部又は中学部において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

附 則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第一号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十六条の二（同令第七十九条及び第八八条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第百三十二条の三の規定に基づき、同令の規定による特別の教育課程について次のように定める。

平成二十六年一月十四日

文部科学大臣 下村 博文

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二（規則第七十九条及び第八八条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第百三十二条の三に規定する児童又は生徒に対し、これらの規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

- 1 日本語の能力に応じた特別の指導は、日本語を用いて、学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導とする。
- 2 日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間十単位時間から二百八十単位時間まで

を標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）に定める障害に応じた特別の指導を行う場合は、授業時数の合計がおおむね年間二百八十単位時間以内とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

（学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部改正）

- 2 学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を次のように改正する。

2中「とする」を「とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件（平成二十六年文部科学省告示第一号）に定める日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、授業時数の合計がおおむね年間二百八十単位時間以内とする」に改める。

改正後	改正前
第五十六條の二 小学校において、日本語に達しない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に及ばない特別の措置を行う必要があるものを教育する場合に、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十條第一項、第五十一條及び第五十二條の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。 第五十六條の三 前条の規定により特別の教育課程による場合において、当該児童は、児童施設設置者の定めるところにより他の小学校又は特別支援学校の小学部において受けた教育を、当該児童の在籍する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る教育とみなすことができる。 第七十九條 第四十一條から第四十九條まで、第五十條第二項、第五十四條から第六十八條までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二條中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五條から第五十六條の二までの規定中「第五十條第二項」とあるのは「第七十二條」と、「第五十一條」とあるのは「第七十三條（併設型中学校にあつては第七十七條）において準用する第七七條、通則型中学校にあつては第七十六條）」と、「第五十二條」とあるのは「第七十四條」と、第五十五條の二中「第三十條第一項」とあるのは「第四十六條」と読み替えるものとする。	（新設） （新設） 第七十九條 第四十一條から第四十九條まで、第五十條第二項、第五十四條から第六十八條までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二條中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五條から第五十六條までの規定中「第五十條第二項、第五十一條又は第五十二條」とあるのは「第七十二條、第七十三條（併設型中学校にあつては第七十七條）において準用する第七七條、通則型中学校にあつては第七十六條）」又は「第七十四條」と、第五十五條の二中「第三十條第一項」とあるのは「第四十六條」と読み替えるものとする。

「中学部」と読み替えるものとする。 第百八條 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第五十條第二項、第五十五條から第五十六條の三まで及び第七十二條の規定並びに第七十四條の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第五十五條から第五十六條までの規定中「第五十條第一項、第五十一條又は第五十二條」とあるのは「第七七條又は第百八條第一項において準用する第七十二條若しくは第七十四條の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十五條の二中「第三十條第一項」とあるのは「第六十七條第一項」と、第五十六條の二中「第五十條第一項、第五十一條及び第五十二條」とあるのは「第七七條並びに第百八條第一項において準用する第七十二條及び第七十四條の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十六條の三中「他の小学校又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。 2 （略） 第百三十二條の三 特別支援学校の小学部又は中学部において、日本語に達しない児童又は生徒のうち、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に及ばない特別の措置を行う必要があるものを教育する場合に、文部科学大臣が別に定めるところにより、第百二十六條、第百二十七條及び第百二十九條の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。 第百三十二條の四 前条の規定により特別の教育課程による場合において、	（新設） （新設） 第百八條 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第五十條第二項、第五十五條から第五十六條まで及び第七十二條の規定並びに第七十四條の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第五十五條から第五十六條までの規定中「第五十條第一項、第五十一條又は第五十二條」とあるのは「第七七條又は第百八條第一項において準用する第七十二條若しくは第七十四條の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十五條の二中「第三十條第一項」とあるのは「第六十七條第一項」と読み替えるものとする。 2 （新設） （新設） （新設）
---	--

ては、校長は、児童又は生徒が設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の特別課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該児童又は生徒の在学する特別支援学校の小学部又は中学部において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

○学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第四百十条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については年間三十五単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、当該標準に加え、学校教育法施行規則第五百六条の二第一項の規則による特別の教育課程について定める件（平成二十六年文部科学省告示第一号）に定める日本国の能力に応じた特別の指導を行う場合は、授業時数の合計がおおむね年間二百八十単位時間以内とする。	2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第四百十条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については年間三十五単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とする。

参 考 資 料

以下のサイトに参考資料を掲載しましたので、適宜御活用下さい。

●文部科学省WEBサイト（帰国・外国人児童生徒教育情報のページ）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

【掲載資料】 指導計画の様式例 や Q&A など

●情報検索サイト「かすたねっと」(運営主体：文部科学省初等中等教育局国際教育課)

<http://www.casta-net.jp/>



「教材検索」



「利用対象者」の「指導者」を選択

【掲載資料】 学習目標例 など